

審 査 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第4条
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定
原権者（委任先）：徳島県公安委員会（本部長）
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）
審 査 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第8号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：45日以内
申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：各警察署交通課又は徳島県警察本部交通部交通企画課
備 考：